総務委員会資料 平成29年4月21日 選挙管理委員会事務局

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告

平成29年4月19日

衆議院議員選挙区画定審議会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

衆議院議員選挙区画定審議会会長 小早川 光 郎

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び衆議院議員選挙区 画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の規 定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案につ いて、別紙のとおり勧告する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の 改定案についての勧告

衆議院議員選挙区画定審議会

本審議会は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成28年法律第49号。以下「衆議院選挙制度改革関連法」という。)が平成28年5月27日に施行されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び衆議院選挙制度改革関連法附則第2条の規定に基づき、平成27年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、 ここに勧告する。 る。)、三ノ輪一丁目、三ノ輪 二丁目、池之端一丁目、池之端二丁目、池之端三丁目、池之端三丁目、池 之端四丁目、上野公園、上野 桜木一丁目、上野桜木二丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中二丁目、谷中 中三丁目、谷中十二丁目、谷中七 丁目、谷中十二丁目、谷中七丁目

第三区

品 川 区

品川区品川第一地域センタ 一管内

品川区品川第二地域センタ 一管内

品川区大崎第一地域センタ 一管内

東田目五二四号五二八丁一目五二、反丁四田一反の大三に、反丁四田一反ら、三に、同日五二番田四六号限山一下東田目で丁十十で。)一下東田目で丁十十で。)一下東田目で丁十十で。)一下の大三に、から番で六及台港の大三に、から番で六及台港の大三に、から、一、番で一度の大三に、から、一、番で六及台港の大三に、から、一、番で一原の大三に、から、一、番で一原の大三に、から、一、番で一度の大三に、から、一、番で一度の大三に、から、一、番で六及台港の大三に、から、一、番で六及台港の大三に、から、一、番で六及台港の大三に、

品川区大崎第二地域センター管内(西五反田六丁目及び西五反田七丁目に属する区域を除く。)

品川区大井第一地域センタ 一管内

品川区大井第二地域センタ 一管内

品川区大井第三地域センタ 一管内

品川区荏原第一地域センタ

一管内

品川区荏原第二地域センタ 一管内

品川区荏原第三地域センタ ー管内

品川区荏原第四地域センタ 一管内

品川区荏原第五地域センタ 一管内

品川区八潮地域センター管 内

大 田 区

大田区嶺町特別出張所管内 大田区田園調布特別出張所管 内

大田区鵜の木特別出張所管内 (鵜の木二丁目及び鵜の木 三丁目に属する区域に限る)

大田区久が原特別出張所管内 (千鳥一丁目及び池上三丁目 に属する区域を除く。)

大田区雪谷特別出張所管内 大田区千束特別出張所管内

大島支庁管内

三宅支庁管内

八丈支庁管内

小笠原支庁管内

第 四 区

大 田 区

第三区に属しない区域

第五区

目 黒 区

目黒区北部地区サービス事務 所管内(上目黒二丁目(四十七番から四十九番までに限る。)に属する区域に限る。) 目黒区東部地区サービス事務 所管内(中目黒五丁目、下目 黒四丁目(二十一番から二十 三番までに限る。)、下目黒五 丁目(八番から三十七番まで に限る。)、下目黒六丁目及び 目黒本町一丁目に属する区域 に限る。)

目黒区中央地区サービス事務 所管内(目黒四丁目(六番から十一番までに限る。)に属 する区域を除く。)

目黒区南部地区サービス事務 所管内

目黒区西部地区サービス事務 所管内

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセン ター管内

世田谷区太子堂まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセン ター管内

世田谷区代沢まちづくりセン ター管内

世田谷区奥沢まちづくりセンター管内

世田谷区九品仏まちづくりセンター管内

世田谷区等々力まちづくりセンター管内

世田谷区上野毛まちづくりセンター管内

世田谷区用賀まちづくりセン ター管内

世田谷区深沢まちづくりセン ター管内

第 六 区

世田谷区

第五区に属しない区域

第七区

品川区

第三区に属しない区域

目 黒 区

第五区に属しない区域

渋 谷 区

中 野 区

南台一丁目、南台二丁目、南 台三丁目、南台四丁目、南台 五丁目、弥生町一丁目、弥生 町二丁目、弥生町三丁目、弥 生町四丁目、弥生町五丁目、 弥生町六丁目、本町一丁目、 本町二丁目、本町三丁目、本 町四丁目、本町五丁目、本町 六丁目、中央一丁目、中央二 丁目、中央三丁目、中央四丁 目、中央五丁目、東中野一丁 目、東中野二丁目、東中野四 丁目、東中野五丁目、中野一 丁目、中野二丁目、中野三丁 目、中野四丁目、中野五丁目 (十番から六十八番までに限 る。)、新井一丁目(一番から 三十五番までに限る。)、新井 二丁目、新井三丁目、野方一 丁目、野方二丁目(一番から 三十一番まで及び四十一番か ら六十二番までに限る。)

杉 並 区(方南一丁目及び方南二丁目に属する区域に限る。)

第 八 区

杉 並 区

第七区に属しない区域

第 十 区

新 宿 区

第一区に属しない区域

中野区

第七区に属しない区域

豊島 区

本庁管内

